

陽光園本館ショートステイ（短期入所生活介護）料金表

《介護保険報酬改定により令和元年10月1日より施行》

1 食費・居住費の費用

項目		介護保険負担 限度額区分	利用料金		減免額	自己負担額		
①	食費	第1段階	1,392円/日 (朝380円・昼512円・夕500円)		1,092円/日	300円/日		
		第2段階			1,002円/日	390円/日		
		第3段階			742円/日	650円/日		
		第4段階			0円/日	1,392円/日		
②	居住費	第1段階	個室	1,171円/日	851円/日	320円/日		
					855円/日	0円/日		
		第2段階			多床室	855円/日	751円/日	420円/日
							485円/日	370円/日
		第3段階	多床室	855円/日	351円/日	820円/日		
					485円/日	370円/日		
		第4段階	多床室	855円/日	0円/日	1,171円/日		
					0円/日	855円/日		

(食費・居住費の負担限度額区分の目安)

第1段階	・生活保護受給の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金等を受給されている方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の課税年金収入＋合計所得額が80万円以下の方
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ第2段階に非該当の方
第4段階	・上記以外の方

2 短期入所生活介護サービス費

区分	項目	単位数	自己負担額				
			1割負担者	2割負担者	3割負担者		
③	基本 利用 料	要支援1	個室	439単位/日	439円/日	878円/日	1,317円/日
			多床室				
		要支援2	個室	545単位/日	545円/日	1,090円/日	1,635円/日
			多床室				
		要介護1	個室	586単位/日	586円/日	1,172円/日	1,758円/日
			多床室				
		要介護2	個室	654単位/日	654円/日	1,308円/日	1,962円/日
			多床室				
		要介護3	個室	724単位/日	724円/日	1,448円/日	2,172円/日
			多床室				
		要介護4	個室	792単位/日	792円/日	1,584円/日	2,376円/日
			多床室				
		要介護5	個室	859単位/日	859円/日	1,718円/日	2,577円/日
			多床室				

④	加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）口	12単位/日	12円/日	24円/日	36円/日
		機能訓練体制加算	12単位/日	12円/日	24円/日	36円/日
		夜勤職員配置加算（Ⅰ） *要介護1～5の方のみ算定	13単位/日	13円/日	26円/日	39円/日
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に8.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。			
		介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に2.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。 *算定要件を満たした場合は（Ⅰ）2.7%の算定になります。			
⑤	その他の加算・減算	看護体制加算（Ⅰ）口 *要介護1～5の方のみ算定	4単位/日	4円/日	8円/日	12円/日
		看護体制加算（Ⅱ）口 *要介護1～5の方のみ算定	8単位/日	8円/日	16円/日	24円/日
		若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	120円/日	240円/日	360円/日
		療養食加算 *1食8円×3食分	24単位/日	24円/日	48円/日	72円/日
		送迎加算	184単位/片道	184円/片道	368円/片道	552円/片道
		医療連携強化加算	58単位/日	58円/日	116円/日	174円/日
		緊急短期入所受入加算	90単位/日	90円/日	180円/日	270円/日
		長期利用者に対する減額	△30単位/日	△30円/日	△60円/日	△90円/日

*上表の①から④までを加えた額が1日当たりの利用料金となります。

⑤のその他の加算・減算項目は、該当者のみ加算・減算されます。また、看護体制加算は、算定基準を満たした場合に算定します。

*個人負担割合（1割・2割・3割）は、「介護保険負担割合証」に記載されている割合を適用します。

*職員配置、算定要件その他の理由により加算項目が変更になる場合があります。

《介護サービス加算要件》

加算項目		加算要件
1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）口	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が、100分の50以上の場合。
2	機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を配置している場合。
3	夜勤職員配置加算（Ⅰ） *要介護1～5の方のみ算定	1. 短期入所生活介護費を算定していること。 2. 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上であること。
4	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に8.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。

5	介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の確保・定着につなげていくために令和元年10月1日付で新設されました。現行処遇改善加算に加え、1ヶ月あたりの総単位数に2.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。 ≪算定要件を満たした場合、（Ⅰ）2.7%の算定になります。≫
6	看護体制加算（Ⅰ） *要介護1～5の方のみ算定	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
7	看護体制加算（Ⅱ） *要介護1～5の方のみ算定	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合。
8	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護サービスを行った場合。
9	療養食加算	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、疾患治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づいて食事の提供をした場合。 療養食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食など）
10	送迎加算	送迎が必要である場合。
11	医療連携強化加算	該当者に対し、看護体制加算（Ⅱ）を算定し、看護職員による定期的な巡視、緊急時対応に係る取り決めを行っている場合。
12	緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認め、居宅サービス計画に位置付けられていない受入れを緊急に行った場合。 サービス提供開始から7日（家族の疾病等やむを得ない場合事情があれば14日）算定。
13	長期利用者に対する減額	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している利用者に対し、連続30日を超えた日から減算となりますので、居宅サービス計画において確認させていただき、調整をする場合があります。

3 その他の費用（介護保険外）

項目	金額	備考
特別な食事の費用 （お酒含む）	実費	利用者の希望により、通常提供される食事以外の物を希望される場合
日常生活上必要となる諸費用	60円/日	日常生活品の購入に要する費用で、ご契約者に負担して頂く事が適当である費用 （タオル各種・歯磨き剤・歯ブラシ・口腔ケアブラシ・義歯洗浄剤・綿棒・ティッシュ・ウエットティッシュ・シャンプー・ボディソープ・石鹸・洗顔フォーム・シェービングフォーム）
	実費	上記以外の日常生活品に要する費用
複写物の交付	10円/枚	サービス提供の記録物などのコピー代
テレビの貸し出し	100円/日	・希望者のみ ・台数に限りがあります

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。